

提案する諸条例等の制定要旨

議案第61号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり保険者となることに伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容は、市が課税する国民健康保険税を県が実施する国民健康保険事業に要する費用に充てることを規定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第62号 南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、観光交流人口の拡大を図るため、陸の港西淡にサイクリステーションを設置し、レンタサイクル事業を開始することに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。